

一般財産形成預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、財産形成預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金、または預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) 期日指定定期預金の場合
 - ① この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
 - ② 前1号の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
 - ③ 継続された預金についても前2号と同様とします。
 - ④ 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
- (2) 自由金利型定期預金（M型）の場合
 - ① この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含む。）は、満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じ自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
 - ② 継続された預金についても前1号と同様とします。
 - ③ 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金の場合
 - ① この預金は、継続停止の申出があった場合に、次号以下に定める満期日以後に支払います。
 - ② 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。

満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定し

てください。

- ③ 満期日は、前2号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ④ 第2号または前3号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ⑤ 第2号または前3号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

(2) 自由金利型定期預金 (M型) の場合

- ① この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

5. (利息)

(1) 期日指定定期預金の場合

- ① この預金の利息は、預入日から満期日 (継続するときは最長預入期限) の前日までの期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

イ. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

・・・1年ものの期日指定定期預金利率

ロ. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

・・・2年ものの期日指定定期預金利率

- ② この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前1号の利息 (継続を停止した場合の利息を含む。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- ③ 継続された預金の利息についても前2号と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

- ④ 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および財形預金共通規定第7条により解約する場合には、その利息は預入日 (継続したときは最後の継続日) から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。

イ. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

ロ. 6か月以上1年未満・・・・・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×40%

ハ. 1年以上1年6か月未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×50%

ニ. 1年6か月以上2年未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×60%

ホ. 2年以上2年6か月未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×70%

ヘ. 2年6か月以上3年未満・・・・2年ものの期日指定定期預金利率×90%

⑤ この預金の付利単位は1円とします。

(2) 自由金利型定期預金 (M型) の場合

① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率を用いて、6か月複利の方法で計算します。

② この預金の全部または一部について継続を停止した場合の前1号の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

③ 継続された預金の利息についても前2号と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

④ この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条により解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

イ. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

ロ. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

ハ. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×40%

ニ. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

ホ. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

ヘ. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

ト. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

チ. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×90%

⑤ この預金の付利単位は1円とします。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。

(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を行うことについて正当な権限を有する事を確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- ② 複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。

7. (退職時等の取扱い)

(1) 期日指定定期預金の場合

- ① 当該理由の生じた日（以下「退職等の日」という。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期限が到来するものとします。
- ② 退職等の日以後、最長預入期限（前1号で定める最長預入期限を含む。）における自動継続を停止します。

(2) 自由金利型定期預金（M型）の場合

- ① 退職等の日以後、満期日における自動継続を停止します。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日現在